

2021 年度
体育史学会 第 10 回大会

プログラム・発表抄録集

オンライン開催

2021 年 6 月 19 日(土)

体育史学会について

「学会名鑑（日本学術会議・公益財団法人 日本学術協力財団・国立研究開発法人 科学技術振興機構が連携して作成しているデータベース）」に掲載の情報をもとに作成しました。

（2021年5月20日現在）

和文名

体育史学会

欧文名

Japan Society of the History of Physical Education and Sport (Taiikushi Gakkai)

ウェブサイト

<https://taiikushi.org/>

日本学術会議に登録している関連学術研究領域

史学、哲学、心理学、教育学、社会学、健康・生活科学

設立趣旨

多様化の容認と相互理解の促進をめざす現代社会において、体育・スポーツはこれ自体が変化するとともに、社会の変化にも避けがたい影響を与えている。このような状況の中、体育・スポーツと社会の将来を展望するために必要となる歴史的知見の蓄積が、社会的に要請されている。体育史学会はこの要請に応えるべく、体育史研究者による研究上の緊密な連携によって体育・スポーツ史に関する研究の発展を図ることを目的に設立された。

沿革

- 1961年 日本体育学会体育史専門分科会（前身）設立
- 2011年 体育史学会 設立（設立年月日：2011年9月25日）
- 2015年 日本学術会議 協力学術団体に登録
- 2016年 日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体に登録

役員

会長 1人、理事 6人、監事 2人（男性 6人、女性 3人）

会員数

正会員 221人、学生会員 5人、講読会員 5人、名誉会員 17人、顧問会員 1人

刊行物

『体育史研究』

欧文名：Japan Journal of the History of Physical Education and Sport (Taiikushi Kenkyu)

創刊年：1984年 最新号：38号（2021年3月発行）

発行部数：250（部／回）

URL：<https://taiikushi.org/db/>

他の学術団体との関係

日本体育・スポーツ・健康学会 専門領域体育史（2021年4月より日本体育学会から名称変更）

日本学術会議 協力学術研究団体

日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体

2021年度 体育史学会 第10回大会 開催要項

1. 日程

2021年6月19日(土) 9:30～16:50 一般研究発表および研究セミナー
17:00～18:30 総会

2. 会場・会場責任者

オンライン開催・事務局

3. 参加費

無料

4. 一般研究発表時間

発表 20分、質疑応答 10分(計 30分)

5. 研究方法セミナー

発表 60分、特別ゲストからのコメント 10分(計 70分)

6. 情報交換会

開催しない

体育史学会第 10 回大会（2021 年）プログラム

6 月 19 日（土） 9:30 開会

時刻	発表者	演題	座長
9:35 ～10:05	木下 秀明 (元日本大学)	軍刀術の競技化	新井 博 (日本福祉大学)
5 分休憩			
10:10 ～10:40	柳 東弦 (筑波大学大学院)	日本植民地下朝鮮における学校剣道の 普及に関する研究	新井 博 (日本福祉大学)
5 分休憩			
10:45 ～11:15	鈴木 明哲 (東京学芸大学)	1950 年代から 60 年代の組体操 －運動会と体育科における実施動向から－	佐々木 浩雄 (龍谷大学)
5 分休憩			
11:20 ～11:50	清野 宏樹 (北海道大学大学院 教育学院)	特別支援教育における体育授業実践史 －『体育科教育』の創刊から今日まで－	藤坂 由美子 (東京女子体育大学)
5 分休憩			
11:55 ～12:25	安江 あ也香 (中京大学大学院) 來田 享子 (中京大学)	大日本少年野球協会と少年野球の実態に関する研究－雑誌『少年野球』分析を中心に－	藤坂 由美子 (東京女子体育大学)
お昼休み（50 分）			
13:15 ～13:45	岩佐 直樹 (朝日大学) 來田 享子 (中京大学)	日本レクリエーション協会「レクリエーション指導者検定規程」の検討－白山源三郎の指導者養成に対する考え方を手掛かりに－	田原 淳子 (国土館大学)
5 分休憩			
13:50 ～14:20	尾川 翔大 (日本体育大学)	オリンピック人にとってのオリンピックロード－ロス五輪からベルリン五輪へ向かう清川正二－	田原 淳子 (国土館大学)
5 分休憩			
14:25 ～14:55	麦 媛 (国土館大学大学院) 田原 淳子 (国土館大学)	香港の新聞報道にみる 1964 年東京オリンピック競技大会におけるインドネシアと北朝鮮の参加問題	來田 享子 (中京大学)
5 分休憩			

時刻	発表者	演題	座長
15:00 ～15:30	和田 浩一 (フェリス女学院大 学)	フランスの無形文化遺産「オリンピック精神」の申請書(2019年)に見るオリムピズム	來田 享子 (中京大学)
10分休憩			
15:40 ～16:40	片渕 美穂子 (和歌山大学)	認識論的な布置を探るー「近世日本養生論における身体観の研究」を通してー	坂上 康博 (一橋大学)
16:40 ～16:50	特別ゲスト Prof. Dr. Andreas Niehaus (Ghent University)	研究方法セミナー片渕報告に対するコメント	
10分休憩			
17:00 ～18:30	総会		

◆**体育史学会のこれまでの学会大会と研究方法セミナーの軌跡**◆

第1回大会（2012年5月12-13日、福山平成大学）

楠戸 一彦（広島大学）

- 歴史研究の課題：実証と解釈

第2回大会（2013年5月11-12日、明治大学和泉キャンパス）

阿部 生雄（筑波大学名誉教授）

- スポーツ史におけるイデオロギーと無意識：概念史、人物史、制度史

第3回大会（2014年5月10-11日、神戸大学発達科学部）

山本徳郎（奈良女子大学名誉教授）

- 初期トゥルネン史研究で考えたこと

第4回大会（2015年5月16-17日、ホルトホール大分）

木下秀明（体育史学会会員）

- 私の陸軍戸山学校史研究：これ迄とこれから

第5回大会（2016年5月14-15日、一橋大学）

寶學淳郎（金沢大学）

- 私の東ドイツスポーツ史研究

第6回大会（2017年5月13-14日、龍谷大学）

佐々木浩雄（龍谷大学）

- 研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：
「体育・スポーツと国民統合」というテーマから

第7回大会（2018年5月12-13日、中京大学）

村戸弥生（石川工業高等専門学校）

- 蹴鞠口伝書読解方法について：
江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて

第8回大会（2019年5月11-12日、大学サテライトプラザ彦根）

鈴木明哲（東京学芸大学）

- 体育・スポーツ史研究の叙述 —— 投稿論文を創る ——

第9回大会（2020年8月29日、オンライン）

実施なし

軍刀術の競技化

木下秀明(元日本大学)

実用を源とする運動競技は多い。両手柄の竹刀「剣道」もそうである。しかし、近代の剣道は、願望を強調し、競技・勝負事であると認めて来なかった。

このことは、「銃剣術」と「軍刀術」からなる白兵目的の『剣術教範』(以下「教範」)も同様であった。

銃剣術は白兵用に短剣を装着した小銃の操法で、軍刀術は指揮兼白兵用軍刀の操法である。

19世紀の戦闘は、火力で大勢を決してから、白兵で勝利を確実にした。

「抜刀隊」が名を遺す 1877(明治 10)年西南戦争の政府軍も、膨大な銃弾で西郷軍を圧倒した。

陸軍の競技会は、西南戦争後間もない「戸山学校共同射的会」で始まる。執銃本分でない将校が標的で得点を競う射撃会は、大正初期にも見られた。偕行社の「射撃会規則」制定は 1897 年であった。

この間、剣術の大会はなかったようである。

1914-18年の世界大戦では、桁違いの火力が、前進突撃を困難にし、白兵に抜本変革を迫る。

しかし、主戦場欧州西部戦線を経験しなかった陸軍の白兵改革は、日露戦争の戦訓の域にとどまり、列強とは異質の日本独特の剣術を展開させる。

今回は、銃剣と軍刀による白兵を念頭に、軍刀術を例に、剣術教育の仕上げに位置付けられた竹刀「試合」が、防具の制約によって白兵から乖離して競技化した過程を明らかにする。

1. 軍刀術の日本化

1870年、フランス式に統一した陸軍の軍刀は、サーベルとされた。柄は片手専用である。

しかし、1880年、制式はサーベルのまま、日本刀の刀身を仕込んだ両手柄7寸(21cm)のサーベルも容認せざるを得なかった。西南戦争で、サーベルが、不慣れな士族出身者に不評だったからである。

1884年戸山学校着任のドヴィラレーは、両手柄撃剣廃止を建白し、キエルは、決闘用フルーレ「正

剣術」を主に、形主体の軍刀術と銃剣術も指導した。これが、1889年制定の最初の教範を構成する。

この教範は、「巧みに白兵を使用して」敵を倒し身を守る他、身体、志気、感覚を目的に掲げる。

しかし、軍人の多くは、白兵を念頭に両手柄の撃剣の優位を主張し、1887年ドヴィラレー等離任後、1894年改正教範を作成した。1889年教範の目的は実質的に継承されているが、正剣術は廃止した。

軍刀術は、曲がり易い鯨の髭に代えて、サーベルと同じ長さの片手柄竹刀と撃剣防具を採用し、撃剣の技法も加えた。以後、斬刺目的の白兵と異なる打突部限定の片手竹刀試合が始まる。競技化である。

銃剣術も、左胸部補強の撃剣防具とタンポ付木銃を考案し、槍術技法重視に転じた。日本独自の突だけの銃剣術の出現である。しかし、銃尾による打撃は採用せず、刺突部限定の木銃試合となる。日本式銃剣術の出現と競技化は同時であった。

2. 片手軍刀術と両手軍刀術

1904-05年日露戦争時の制式軍刀は、重心が前過ぎる片手柄の(明治)32年式サーベル(全長1m)で、白兵に不便だったため、日本刀仕込みの両手柄のサーベルを使用する軍人も少なくなかった。

ここから、日本刀の白兵神話が誕生する。

ところが、日露戦争では、刀創より銃創が桁違いに多かった。1909年改正『歩兵操典』は、「射撃を以て敵を制圧」を主戦に、「銃剣突撃」を「最後の決を与ふるもの」と、白兵を掃討戦に限っている。

日露戦争直後の 1907年改正教範は、冒頭の文言に、白兵の「習熟」と同格に「気力」の養成を据え、身を守るが消えて、「攻撃精神」を登場させる。しかし、両手軍刀術採用には至らなかった。

なお、「攻撃精神」は、以後の教範から消えるが、その強調は別の文言で続く。

1915年改正教範は、「両手軍刀術」を「徒歩」と

「乗馬」の「片手軍刀術」の前に置いた。教範が白兵神話と同軌するのに、十年一昔を要したのである。

両手軍刀術が採用した竹刀は、明治時代に定着した3尺8寸(刀長2尺6寸、柄1尺2寸)である。1m(3尺3寸)のサーベルより15cm(5寸)も長い。

両手軍刀術採用が、白兵との乖離と競技化に拍車をかけたのである。

不可解なことに、教範が両手軍刀術を採用したにも拘わらず、制式軍刀は、片手柄の32年式のままであった。戸山学校が技術本部試製の軍刀を試験して採用可としたのは、1933(昭和8)年と遅い。

軍刀術と軍刀の矛盾は、二昔続いたのである。

1915年改正教範は、「実戦に鑑み」ながら、競技道徳の「規律」「礼讓」も加える。実戦と競技の狭間にあったのが、両手竹刀試合であった。

3. 戸山学校の両手軍刀術

戸山学校は、1884年から30年間、片手軍刀術だったから、1915年改正教範に即応できる筈がない。

町道場等で両手竹刀試合を修行した教官もいた筈だが、教育体制の整備は急務であった。

その対策の一つが、著名剣術家の「囑託」採用である。1918年名簿には、高野佐三郎、梅川巳之四郎の名がある。翌年、高野は消えるが、小沢愛次郎と若手の斎村五郎が加わる。

教育体制確立には、剣術教官全員の両手軍刀術研修習熟が必須である。その研修の場が、京都の大日本武徳会と武術専門学校であった。学生交代期に「両手軍刀術練習の為」20名を超える教官助教が10日間以上も派遣された記録は、1919、21、23年と隔年で3回ある。おそらく1917年が派遣の最初であろう。以後、教官の武徳会派遣はない。

その後は、1921年を最初に、戸山学校長関西方面出張時の武徳会視察が慣例となる。

1923年、戸山学校は銃剣術に段位制を設け、学生修了時に校長名で授与した。初段の「両手軍刀術段位証」も、1930年には発行されている。

1棟だけだった剣術場は、1924年大剣術場完成、翌1925年4棟増加によって、全6棟体制となった。武徳会並みの道場重視の表れであろう。

したがって、戸山学校の両手軍刀術教育体制は1920年代前半に確立したと考える。

1930年の伊藤剣術科長の黒一色の稽古着姿は和袴である。教範図解の軍袴(ズボン)ではない。

1934年改正教範は、「武徳の涵養」を期待する。

以上から、両手軍刀術は、武徳会の道場剣道の亜流と考えてよいであろう。

なお、1925年武徳祭では、戸山学校が研究中の徒手格闘術である「軍隊柔道」を紹介した。武徳会との関係強化を意図していた現れであろう。

4. 両手軍刀術の大会

戸山学校は、1924年5月30、31日、台覧9宮家、来賓多数の大剣術場開き「剣道大会」を開催した。連隊規模前提の教範の域を超えた両手軍刀術最初の大会である。民間からも多数参加した。その中の「当校に關係深き剣士」は、武徳会本支部の範士教士36名であろう。「軍部対地方の試合」では、教範の規則ではなく、左胴有効の「地方」(民間)剣道試合規則に拠った。軍人は、戸山学校201、各師団4~5名を含む陸軍322、海軍25名であった。

陸軍の全国的大会は、この一回だけである。

しかし、これを契機に、戸山学校や各地団隊の大会は活発化し、1934年改正教範では、「試合」「審判」の記述増加、「剣術の奨励及褒賞」新設となる。

両手軍刀術が実戦と乖離して競技の域に達したことは、他の実用に始まる競技と軌を一にする。

5. 満州・上海事変の影響

1934年改正教範は、1915年教範の徒歩と乗馬の片手軍刀術を存続したが、申し開き程度であった。

これ迄の研究と1931、2年事変での白兵価値を改正理由としながら、「武徳の涵養」「土風の振起」「伝統の武技」「国軍の特色」と観念的美辞が登場する。「己を捨て」る一撃を強調して「技末に趨る」を戒めたのは、竹刀試合競技化是正の意図であろう。

教範は、競技化して実戦と乖離した両手軍刀術の価値を、国粹的信念の強化に求めたのである。

しかし、日中戦の白兵は、実戦経験から軍刀による斬刺試行を要求する。その戸山学校の回答が、1940年急遽発表の『軍刀の操法及試斬』であった。

柳 東弦（筑波大学大学院）

1. はじめに

日韓剣道界では、同じ武道であるにもかかわらず剣道の形、理念や起源などをめぐり、それぞれ異なる経緯で発展が続いている。そのため、本研究では日韓剣道における相違点に起因する歴史的背景を究明するために、日本植民地下朝鮮で剣道を普及した主な人物を跡付けながら、朝鮮半島で行われた学校剣道の活動の様子を浮き彫りにする。また、朝鮮剣道界の先駆者として頭角を現した姜樂遠との関わりがあり、当時の朝鮮人の体育発展に大きく貢献した延禧専門学校、普成専門学校、梨花女子専門学校を中心に朝鮮人学生剣道活動の詳細を体系的に明らかにすることを目的とする。

本研究の方法は、日韓の体育関連団体の記念史を考察し、19世紀末から終戦まで朝鮮で発行された新聞における剣道記事を網羅的に収集・分析した。さらに、日韓剣道の関連資料を照らし合わせながら剣道大会や遠征などの主な剣道活動の実態を把握した。そして、延禧専門学校・普成専門学校・梨花女子専門学校の体育規定や教員・学生情報が詳細に記されている「延禧専門学校状況報告書（1930、1932、1934－1937）」「延禧専門学校一覧（1939－1941）」、「普成専門学校一覧（1925、1931、1935－1940、1942）」、「梨花女子専門学校一覧（1937）」「梨花女子専門学校概覧1941」という当時発刊された一次資料などを体系的・総合的に整理・分析した。

2. 剣道普及の目的

日本植民地下朝鮮に剣道を普及した人物に関しては、1906年にYMCAで柔道部と剣道部の師範として活躍した劉根洙をはじめ、1921年に朝鮮武道館を設立した人物である姜樂遠を中心に朝鮮人青年と学生に普及した。当時、朝鮮武道館長として活躍した姜樂遠は、健全なる朝鮮人青年と学生を育成するために武道大会と冒寒練習を開催するなど、朝鮮武道振興事業に力を注いだ。さらに、朝鮮人青年と学生のみならず朝鮮民間人と男女幼年にも剣道を普及した。多方面に朝鮮武道振興に尽力した姜樂遠は、1930年に朝鮮体育界功労者の表彰状を授与するなど、朝鮮剣道界の先駆者として頭角を現した。姜樂遠が朝鮮社会に剣道を普及した目的は、国家の危機的な状況に陥った朝鮮を再建するために国権回復運動の一環として、健全なる心身が育成できる剣道を朝鮮人青年と学生などに普及し、剣道を指導する際には尚武精神と道徳性を強調した。しかし、1937年7月に日中戦争が勃発した結果、姜樂遠は朝鮮の苦しい時代的背景により支配民族側である日本と協力関係を構築し、日本の戦力増強の要求に伴い朝鮮人青年と学生に武士道精神を強調しつつ剣道を普及した。

3. 在朝鮮日本人と朝鮮人の剣道活動

日本植民地下朝鮮では、日本が朝鮮の学校体育政策を統治した結果、朝鮮人に対する学校体育活動は軽視される一方であった。そのため、健全なる心身が育成できる学校剣道の活動は、主に在朝鮮日本人を中心に展開された。1913年9月、日本人のみが在学していた京城中学校の体操科で剣道が正課科目として採択され、1914年には、学校体操教授要目の制定により学校体操科において剣道が課外活動の教材として課された。京城帝国大学の剣道活動が在朝鮮日本人を中心に実施される中、1926年に第一回全朝鮮中等学校柔剣道大会（剣道）が開催され、1927年には第四回全朝鮮中等学校柔剣道大会（剣道）が挙行された。1933年には、日本人のみで構成されていた京城商業剣道部は日本人師範の引率下に朝鮮内地のみならず日本国内にも遠征し、京都武徳館で開催される全日本中等学校剣道大会に朝鮮代表として出場した。

1919年に三・一独立運動が発生したことを契機に、1922年に第二次朝鮮教育令が制定され、朝鮮人に対する統治政策が一定のレベルで譲歩された。朝鮮体育会の主催として全朝鮮武道大会（剣道）や全朝鮮総合競技大会（剣道）が開催され、または、朝鮮武道館の主催として武道大会の開催や冒寒練習、昇級昇段試合を通して朝鮮人の剣道活動が実施された。また、剣道試合が実施される際には主に大日本武徳会や講道館の審判規定に基づいて行われた。そして、1936年には朝鮮武道館の創立十六周年記念を迎えて、姜樂遠の引率下に初めて朝鮮人のみで剣道遠征団が構成され、また、姜樂遠は自分の長男である姜聲均に幼年期から剣道を教えた結果、姜聲均は全朝鮮総合競技大会（剣道）などで優れた競技成績を残した。

4. 延禧専門学校・普成専門学校・梨花女子専門学校の剣道活動

1935年に新設された延禧専門学校の剣道部と、1936年に設けられた梨花女子専門学校の剣道部は姜樂遠の指導下に剣道活動が行われ、1939年には梨花女子専門学校の剣道部内で朝鮮初の一級に進級した女子が誕生した。しかし、普成専門学校の剣道部は日本人師範の指導を中心に剣道活動が実施された。

日中戦争が長期化されるにつれ日本は、戦時体制の強化政策を推進した結果、1940年に延禧専門学校、普成専門学校、梨花女子専門学校の学則が改正されると共に、1940年に延禧専門学校の体操教授時数が毎週2時間に増加され、1941年には毎週3時間に増えた。そして、普成専門学校の体操教授時数は1939年から毎週2時間に増加されたが、梨花女子専門学校の体操教授時数は相変わらず毎週2時間と規定されていた。日本は学生戦争遂行員を育成する目的として各学校の学則を改正させ、その学則に基づいて体操時間に皇国臣民体操を実施させ、1940年に延禧専門学校、普成専門学校、梨花女子専門学校の各学校内で国民総力学校連盟を組織させた。

1950年代から60年代の組体操
—運動会と体育科における実施動向から—

鈴木明哲（東京学芸大学）

緒言

2015年、教育社会学の内田良氏により、運動会における組体操の大きなリスクが指摘された。にもかかわらず、翌2016年には、大阪府八尾市の中学校で10段ピラミッドが崩れ、6人が重軽傷を負った。ようやく大阪府教育庁が府立学校に対して、人間ピラミッドやタワーの実施を「原則禁止」としたのは、2019年6月のことであった。

昨今、物議を醸した運動会の組体操であるが、その歴史については、これまでそれほど明らかにされてこなかった。警鐘を鳴らし続けている内田は、「組体操は、戦後の早い段階で、学習指導要領からは姿を消した。その後も、学校教育の中に生き残ったものの、その間、死亡や重度障害の事例が発生し、そのいくつかは訴訟にもなった。そうした流れの中で、おそらく組体操の文化は少しずつ、衰退していったものと推測される。それが2000年代に入って、息を吹き返した。すなわち『組体操リバイバル』である」（内田、59ページ）と記している。戦後の早い時期に学習指導要領から削除された後、その後の衰退を経て、2000年代に復活したという把握である。さらに内田は以下のように記述している（内田、58ページ）。

小学校では昭和24（1949）年度に簡易な記載があったものの、昭和28（1953）年度版には記載がすでになくなっている。中学校および高校では、昭和26（1951）年度版に、「巧技」のなかの「組立型」として明確な位置づけがなされていて、さまざまな組み方が図解で紹介されている（中略）その後、中学校について言うと、昭和33（1958）年度版ではかるうじて「組体操」の文字を一か所見つけることができるだけで、それも昭和44（1969）年度には姿を消している。高校の場合は、昭和31（1956）年度版ですでに、組体操の記述はなくなっている。

このように組体操が学習指導要領に記載された年代と削除された年代が特定されている。

一方、鈴木も内田に触発される形で、中学校と高等学校の学習指導要領における組体操の記述を確認している。まず、内田が言う「昭和26（1951）年度版」の学習指導要領とは、1951年の『中学校高等学校学習指導要領保健体育科体育編（試案）』であり、中高一体で編集され、大ピラミッドなどの組体操が中高それぞれの体育授業に導入されはじめたことが確認できる（鈴木、22ページ）。中高一体の学習指導要領が、それぞれの学校種に分けられて記載されたのは、1956年の『高等学校学習指導要領保健体育科編』と1958年の『中学校学習指導要領』からである。1956年の高等学校版では、「組立技」の中に「肩上水平、やぐら倒立、ピラミッド」などが残っているのが確認できるが、1958年の中学校版では、「巧技」及び「組立型」が削除されている（鈴木、23ページ）。つまり、1956年の時点で、高等学校においては記載が残されており、逆に1958年の中学校においては削除されていたというのが正確な把握である。高等学校において、完全に記述がなくなったのは1960年の『高等学校学習指導要領』からであった。要するに学習指導要領から組体操が削除された

のは、小学校が一番早く 1953 年で、次に中学校で 1958 年、そして高等学校では 1960 年のことであった。このような学習指導要領における記述の有無により、「こうして高校の体育授業からも組体操が消え、60 年代の体育授業では、ほとんど見られなくなったと考えられる」（鈴木、23 ページ）とされているのが今日までの把握である。

本研究では、こうした先行研究の説明をもとに、学習指導要領から削除された後の組体操の消長を、運動会と体育科の中に探してみたい。鈴木によれば組体操は、1960 年代の体育の授業でほとんどみられなくなり、同様に内田も組体操は衰退の一途をたどり、突如 2000 年代に息を吹き返した、というように断絶した歴史として把握されている。しかしながら、これまでのところ学習指導要領から削除された組体操について、具体的な実証と検討はなされていない。おそらくは学習指導要領から削除された後も、組体操には一定の教育的、体育的価値が付与され、継続的に実践され続けていたと考えられる。本研究はこの仮説を検証する試みである。

論述の展開は次のようである。

まず、学習指導要領における組体操に関する記述を整理し、どのように位置づけられていたのかを確認する。特にピラミッド、タワーなど、昨今その高さが問題とされ、重篤な事故が発生している種目の存在に注目する。そして学習指導要領から組体操が削除された時期、一小学校であれば 1953 年一、をおおよその時期区分とし、そこを境にして運動会や体育科の授業それぞれにおいて、組体操がどのように実践されていたのかを時系列的に確認していく。その際、運動会、体育科、それぞれにおいて、なぜ組体操が実施されたのか、あるいはされなかったのか、その理由を当時の言説をもとに明らかにし、考察する。

以上のような論述展開により、学習指導要領から削除された後、1950 年代から 60 年代の教育現場における組体操の消長とその要因、背景を明らかにする。

主な史料は『体育の科学』、『学校体育』、『体育科教育』、『小学校の体育』などの当時の体育雑誌、運動会に関する書籍などである。

【主な報告内容】

緒言

1. 学習指導要領における組体操の扱い
2. 運動会における組体操（学習指導要領削除前）
3. 体育科における組体操（学習指導要領削除前）
4. 運動会における組体操（学習指導要領削除後）
5. 体育科における組体操（学習指導要領削除後）

結語

【参考文献】

- ・内田良『教育という病—子どもと先生を苦しめる「教育リスク」—』光文社、2015 年。
- ・鈴木明哲「組体操の歴史と現代におけるその思想—「ブロック」化される生徒たち—」、『コーチング・クリニック』第 30 巻 2 号、2016 年 2 月、21-25 ページ。

〈付記〉本研究は、2020 年度体育史学会研究助成の交付を受けた。

特別支援教育における体育授業実践史
—『体育科教育』の創刊から今日まで—
清野宏樹（北海道大学大学院教育学院）

1. はじめに

特別支援学校における体育の歴史についてこれまで体系的に論じられてきていない（藤田,2013）。『日本心身障害者体育史』（1996）は、障害者体育に関する通史を提示した数少ない研究書のひとつである（藤田,2013,清野,2016）。しかし、北野の研究は幕末および明治初期から昭和40年代前半までであり、以後の実践研究史は途絶えたままとなっている。そこで、本研究では、戦後から創刊され、体育授業実践を取り上げてきた大修館書店の『体育科教育』を手掛かりに、そこに掲載された特別支援教育に関わる体育授業実践例を網羅的に整理し、その推移と中身の傾向を捉えることとした。なお、『体育科教育』は、1953年9月号が創刊号にあたるが、現在の特別支援教育が対象とする体育実践に関する中身の特集したのは、創刊から3年後の1956年1月号であった。その号の特集名は「不幸な子供たちの体育指導」であり、巻頭言のタイトルは「不幸な子供たちをあたたく守る体育を」である。その後、1975年2月号の正木健雄の記した「障害児教育と体育」まで特別支援教育に関する中身がとりあげられることはなく、それ以降に特別支援教育の体育が取り扱われる頻度が増した。そこで、本研究では、1975年2月号の正木の「障害児教育と体育」以降に、本誌に掲載された特別支援教育について、記事内容に即した特徴区分を試みた。各々の時期の実践の特徴やその背後にある特別支援教育に対する考え方は次のように区分できる。

2-1. 「機能訓練・養護・訓練」、「障害児教育のための体育実践」、「ムーブメント教育」—1956年から1995年まで—

正木（1975）は、「障害児教育と体育」と題し「障害児教育における理論や実践から多く学ぶとともに、ここを共通基盤として、教育のなかでの体育の位置について、教育の専門家との討論をすすめることに、もっと積極的になりたいものである」と述べ、障害児教育の必要性を提示している。具体的には「『機能訓練』的な、あるいは『養護・訓練的』な障害を克服させるための手厚い配慮も要求されてくるであろうし、運動の文化の学習も、子どもの実情にあったものにつくりかえらねばならないだろう。体育科教育の質の改革が、このような事実から求められている」と述べた。この数年後、高田ら（1978）の体に障害を持つ生徒を問題として自閉症のある子どもの分析や川添（1980）によって、「障害児のための体育指導」の連載が全8回に渡り掲載された。1980年代になると、小林ら（1980,1986）の「ムーブメント教育」の提唱から、後に、ムーブメント教育を中心とした考え方や実践の紹介が全11回に及び企画・連載されるようになる。その後もクラムジーチルドレン（Clumsy Children）への対応やムーブメント教育における教具を活用したLD・ADHD児のための体育授業実践が紹介されている。これらの時期の記事には、海外の手法の導入例が数多く見られる。

2-2. 「アダプテッド体育活動」、「インクルーシブ体育」—1995年から2010年まで—

宮原（1995）は、心理療法としてのダンス療法からアダプテッド（適合）ダンスへの考え

方の転換を図った。次いで、草野（1999）は「バリアフリーの体育」を提唱し、中でも初期のアダプテッド体育活動 Adapted Physical Activity を紹介している。その後、安井（1999）や後藤（2001）、藤田（2001）らもバリアフリーの考え方を示し、金田（2003）は、課題を考え、障害を補う用具を工夫し、移動の制限や調整力の不足を補うルールを工夫する大切さを強調した。これらは体育活動にからだを合わせるのではなく、からだに体育活動を合わせることを原義とするアダプテッド体育スポーツ実践への転換を意味する。さらに、長曾我部（2003）は、小学校で知的障害児をインクルージョンした体育実践を段階的に継承する必要性について述べ、体育科教育におけるインクルーシブ理念の必要性に言及するようになる。七木田（2010）は、アダプテッドスポーツを強調し、その実践について表現している。そして、澤江（2010）は、障害の個々の特性に着眼し、学習内容に「楽しさ」が重要であると述べた。渡辺（2010）は、聴覚障害の子どもたち、原田（2010）は、視覚障害の子どもたちに応じた体育授業の重要性について論じた。これらの時期は、特殊教育から特別支援教育へと変わる時期にあたり（文部科学省,2001）、雑誌『体育科教育』がとりあげた記事内容にもそうした変化が現れていたと言える。

2-3. 「多様性と共生に基づく体育実践」—2017年から現在—

2017年以降の記事ではインクルーシブ体育への言及がさらなる進化を遂げる。梅澤（2017）は「真正の『共生体育』を求めて」と題した企画・連載を執筆している。つまり、「障害児を包括した体育は、インクルーシブ体育の中核でありながらも、その必要条件を整えているとはいえません。」と述べ、UNESCO(2015)の「包括的な『良質な体育』の3つの核」を引用し、インクルーシブ体育の意義を強調する。朝倉ら（2018）はインクルーシブ体育を実践する際の留意点に言及し、濱地（2018）は自閉症スペクトラム児を包括する体育授業実践について述べた。斎藤ら（2018）は特別支援学級の児童を中核に据えたムーブメント教育で健常児とのインクルージョン体育の実践を紹介し、梅澤・矢邊（2018）は健常児が電動車椅子サッカーに取り組むリバース・インテグレーションを紹介している。リバース・インテグレーションは障害をもつ子どもが健常者に新たな発見を与えるという考え方を基礎とする共生関係の構築といった考え方に支えられている。

3. まとめ

『体育科教育』に掲載された実践例をもって特別支援教育を時代区分することは、量的質的分析の双方の面から課題を残す。但し、記事分析は文部科学省による指針の変更が実質的な体育実践に変化を促すものであったのかどうかを知るひとつの手がかりになる。その意味で本研究は記事の傾向に即して、時期を区分することに意味を見出した。具体的にはインクルーシブ、アダプテッド体育に基づく体育授業から現在は共生の理念に基づく体育授業のあり方へと移行している。このことは、現在の多様性に富む子どもと運動の関係性を問う体育科教育全般の問題としても捉えなおすことが可能である。生涯スポーツに繋がる子どもたちにとっての「楽しい」体育授業の考え方や実践とは何かということを求める体育と特別支援教育実践を共に構築する時期の到来と位置づけられよう。

大日本少年野球協会と少年野球の実態に関する研究
-雑誌『少年野球』分析を中心に-

安江あ也香(中京大学大学院)・來田享子(中京大学)

1. はじめに

日本において人気の高い競技の1つとされる野球は、硬式野球と軟式野球の2種類に大別される。硬式野球は、明治時代の文明開化と共に日本に紹介され、他のスポーツに先駆けて定着した。一方、軟式野球は、硬式野球が日本に紹介された後に、国内で独自に発展した。

田中(1997)は「野球は日本国内において着実に進歩・変化を遂げ国民的スポーツとして定着してきた。その最大の要因は日本の土壌に応じた野球に開発・改良され誕生した軟式野球の存在に他ならない。」と指摘するが、大正初期に日本で誕生した軟式野球に着目した歴史的研究は非常に数が少ない。軟式野球誕生から戦後までの歴史を概観した文献には、全日本軟式野球連盟(1976)による『軟式野球史』がある。ここでは軟式野球の始まりは子供向けのボールの誕生から少年野球として普及したことが記されている。しかし、戦前の軟式野球の実態の詳細には触れておらず、当時の記事や記録を部分的に取り扱うに留まっている。すなわち、戦前の少年たちがどのように野球をしていたかはほとんど知られていない。

一方、軟式野球の組織化については、大日本少年野球協会(以下、少年野球協会)の存在が明らかにされている。少年野球協会は、1920年に全国大会を開催することを目的に結成された、軟式史上初めての統括組織であった。『軟式野球史』によれば、少年野球協会は主に①少年野球規則の制定および改正、②年一回の全国少年野球優勝大会の開催、③機関誌の年一回発行、④各地区への指導員の派遣事業を行ったとされている。また、結成の経緯と創立当時の傘下団体名、少年野球協会の目的、事業内容についても触れられているが、具体的な活動は不明瞭である。

少年野球の実態や組織化の解明が十分に進んでこなかった最大の要因は、史料的な限界にあったと考えられる。この点に着目し、本研究では研究の準備段階において、公益財団法人野球殿堂博物館図書室での綿密な史料探索を実施した。この史料探索により、少年野球協会が発行した雑誌『少年野球』の存在を新たに確認することができた。

そこで本研究は、新たに現存が確認された雑誌『少年野球』(19冊)を史料とし、雑誌の史料批判並びにその内容の分析・検討から軟式野球史研究に資する基礎的資料を得ることを目的とする。

この目的を達成するため、以下の課題(3点)を設定し、検討を行った。

- (1)少年野球協会の活動における雑誌『少年野球』の位置づけ、特徴
- (2)雑誌『少年野球』から読み取れる少年野球協会の役割
- (3)1920年～1923年の雑誌『少年野球』にみる少年野球の普及状況

2. 結果

2-1. 少年野球協会の活動における雑誌『少年野球』の位置づけ、特徴

先行研究では少年野球協会が「年1回の機関誌の発行」を行ったとされてきた。雑誌『少年野球』は、この機関誌に該当し、収集できた雑誌には一部欠落が見られるものの、巻号表示から、月1回発行され続けていたことが明らかになった。ここから、結成当初より比較的活発かつ着実な活動を行っていた様子がうかがえた。ただし、終巻については明らかにならなかった。

記事の内容は、ほとんどが少年野球に関するものであり、他の競技や体育・スポーツ界の情報はわずかながら見られたが、少年野球の専門誌であったといえる。記事の執筆者は、少年野球協会関係者のほか、選手や指導者、少年野球に関心のある一般の人々であり、幅広く多くの記事が寄せられていた。

2-2. 雑誌『少年野球』から読み取れる少年野球協会の役割

雑誌の記事は、(1)学校や選手に向けた全国大会に関する情報、(2)地方・地域における組織的活動や試合情報 (3)少年野球愛好者との対話、(4)少年野球を「善導」するための啓発、に大別することができた。これらの記事からは、少年野球協会が主体的に行った活動を広報し、記録に留めるだけでなく、全国各地の少年野球の情報を可能な限り把握し、読者に提供しようとしていた状況がうかがえた。また、少年野球の愛好者が紙面を通じて交流することを可能にしていたともいえる。つまり、少年野球協会は結成当初から少年野球愛好者とその活動を緩やかに結ぶプラットフォームとしての役割を果たしていたと考えられる。

2-3. 1920年～1923年の雑誌『少年野球』にみる少年野球の普及状況

全国各地で開催された少年野球大会には、少年野球協会だけではなく、新聞社や商店のような協会以外の団体が主催する大会が半数以上存在した。また、少年野球協会が開催した全国大会の主会場となった関西地方では、どの年度においても他の地域に比べて大会の開催数が多く、少年野球が普及していた状況がうかがえた。一方、九州地方では紙面に掲載された大会数は3年間で減少し、東北・北陸地方では増加するなど、情報量とその内容の変化には、地方によって違いがみられた。誌面に記された大会数やその増減が、実際の各地方の少年野球の普及状況をどの程度反映するかについては、今後の分析が必要であると考えられた。従来、競技が普及するにつれ大会規模は広がることが指摘されている。しかし、少年野球に関しては本研究が対象とした期間の雑誌記事の分析では、狭い範囲の地域レベルから都道府県または地方規模の大会へと拡大した様子は見られなかった。特に、地方大会という比較的規模の大きな大会は、協会関係団体の主催か否にかかわらず数が少なかった。また、少年野球協会自体は、全国大会の開催のみに注力していた様子が見られた。

3. まとめと考察

雑誌『少年野球』は、少年野球協会の月刊機関誌であり、その内容は野球専門誌といえるものであった。また、少年野球協会は少年野球愛好者の活動に幅広く目を向け、全国の少年野球の情報収集・発信に積極的にこの機関誌を活用していたことがうかがえた。機関誌に見る限り、少年野球は、小規模な大会から全国規模の大会に発展するという、他の競技に見られるような大会の発展形態を示していなかった。少年野球協会そのものの存続期間が短かった可能性を勘案する必要があるが、当時の少年野球は組織化による普及拡大というよりも、草野球的な広がりによって競技人口が増加したと考察することができた。

日本レクリエーション協会「レクリエーション指導者検定規程」の検討
 - 白山源三郎の指導者養成に対する考え方を手掛かりに -
 岩佐直樹（朝日大学）、來田享子（中京大学）

1. はじめに

日本レクリエーション協会（以下、レク協）は、1951年に「レクリエーション指導者検定規程」（以下、51年規程）を制定した。従来の検討において、51年規程の制定過程は、ほとんど明らかにされていない。51年規程の内容についても、1953年に当時の理事の白山源三郎が執筆した解説記事をもとに、レク協の文献^{1),2)}で紹介されるに留まっている。

発表者らは、こうした研究動向を踏まえ、従来の検討に新たな一次史料を追加し、51年規程の制定過程を検討、発表³⁾した。この検討では、1949年10月1日に「レクリエーション指導者資格検定規程（草案）」（以下、規程草案）が作成され、1950年8月19日の常務理事会での議論（以下、理事会議論）の検討を通して、51年規程が制定されたことを明らかにした。この一連の過程において、指導者を検定することを提案したのは白山源三郎であり、彼が51年規程の制定に重要な役割を果たしていた様子が伺えた。

そこで、本研究では、51年規程をめぐる白山の関与を史料上から明確にした上で、これらの史料に示された彼の指導者養成に対する考え方を検討し、彼が51年規程で何を目指し、それが規程に反映されたのかを明らかにすることを目的とする。

2. 分析の対象とした史料

本研究で分析の対象とした史料は、表1である。表1では、便宜上、各史料が作成・執筆された順にアルファベットを附して示した。

分析史料	規程（案）及び記事の作成・執筆日	所収史料
A 規程草案	1949.10.1	財団法人日本レクリエーション協会編（1949）レクリエーション指導者資格検定について、レクリエーション,5.6号（秋の倍大号）,pp.58-59（レク協所蔵）
B 白山解説記事①	1949.10.26-10.30	白山源三郎（1950）レクリエーション指導者養成について、北海道教育委員会保健體育課編、レクリエーション資料、八紘社,pp.50-54
C 理事会議論	1950.8.19	作成者不詳（作成年不詳）第4回全国レクリエーション大会報告書,pp.114-115（レク協所蔵）
D 51年規程	1951.1.1/1.10/4.1	総理府経済審議庁（1954）簿冊「昭和二十九年原義綴（審総庶）」（国立公文書館所蔵）
E 白山解説記事②	1953.8.15	白山源三郎（1953）レク指導者になろう、山辺貞雄編、レクリエーション,第一号,pp.44-45（レク協所蔵）

3. 結果

(1) 史料から窺える白山源三郎の関与

表1の史料を検討した結果、史料Bは、白山がAの規程草案の内容を解説したものであった。ここにはAと同じ規程草案が添付されていた。また、史料Eには、Dの一部の規定が示されるとともに、白山がDの「要点を御紹介して、簡単な解説を加え」⁴⁾たものであった。ただし、Cが議論された理事会の出席者に白山は含まれていなかった。

(2) 白山による指導者養成の構想

白山の指導者養成の構想は史料Bから読み取ることができる。ここでは「よき指導者を多くつくる」ことが、レクリエーション普及の前提条件であると主張され、そのために「指導者養成講習会」と「指導者資格検査」を実施することが打ち出された。白山によれば、講習会の目的は、「レク^(ママ)の本質、使命等に置き、之を検討し、體得せしめるに努め」、「種目の或るものの指導能力を養うこと」⁵⁾であった。また、講習会では「修了證書が發行

され」、この証書を持つ者が「指導者資格検査」を受けることができた。この「資格検査」では、資格検定委員会が合格者を決定し、レク協が合格者に資格証を発行すること⁶⁾が構想されていた。

(3) 白山の構想の規程草案への反映

白山が構想した「指導者養成講習会」は、検定基準の1つとして規程草案第5条に規定された。第5条では、講習会に2回以上参加し、5科目以上の講義を修めること等が規定された。また白山の「指導者資格検査」は、彼の構想通り、規程草案第4条及び第6～10条で規定された。第6条では「委員会に於ける直接の推薦により検定」できることが定められた。この規定から、規程草案では講習会に参加しない者にも受験できる余地が残されたと言える。上記(2)の検討では、白山がこうした方法を構想した様子はみられなかった。

(4) 指導者数の拡大を検討した理事会議論

発表者らの検討⁷⁾によれば、レク協は、1950年7月26日にGHQの担当者に加え、米国から関係者を招いて会議を開催した。この会議では、日本のレクリエーションの発展のためには、指導者の数を増やす必要があるという共通認識が形成された。表1のC「理事会議論」は、この直後の8月19日の常務理事会のものであった。この会議では、資格は「二種とし、下級をとりあえずつくる」⁸⁾ことが議論された。また下級の資格取得には、講習会に20時間以上参加すること⁹⁾も検討された。「理事会議論」の記録には、規程の全文や「指導者資格検査」に関する言及はみられなかったことから、この会議の中心的な議論は、指導者数の拡大であったと考えられた。

(5) 指導者数の拡大と指導者の質を確保する51年規程

51年規程において、指導者数の拡大は、資格の種類を増やすのではなく¹⁰⁾、「指導者資格検査」の方法を工夫して達成することになった。51年規程第3条では、地方推薦委員会が推薦した指導者を、レク協の本部委員会が審査することが定められた。表1の史料Eによれば、地方推薦委員会は、「都道府県、レクリエーション協会（人事院、国鉄でも同様）に委^{（マ）}托^{（マ）}する」¹¹⁾ことになった。つまり、地方推薦委員会は、規程草案の「直接の推薦により検定する」という方法をレク協以外の組織に拡大したと言える。

規程草案の「推薦による検定」は、講習会に参加しない人たちの受験を認めるものであったが、51年規程では講習会への参加は義務化された。同規程第9条では、8時間以上の「理論」と10時間以上の「実技」を履修することに加え、「理論」で扱う科目も定められた。史料Eによれば、受験資格となる「講習会は過去のものでも勿論よい、その可否の認定は一応推薦委員に任されて居る」¹²⁾とされた。これらの内容から、51年規程は、受験者の利便性を高めたり、受験資格を拡大させるなど、指導者数の拡大を視野に入れながら、指導者の質の確保を目指すものになっていったと考えられた。

4. まとめ

規程草案では、白山が構想した指導者養成方法がほぼそのまま規定された。この内容は、指導者数の拡大を重視する認識がレク協とGHQおよび米国関係者の間で共有された直後に変化した。この変化は、51年規程が講習会で指導者の質を確保しつつ、過去の講習会の受講者やレク協以外の組織関係者の受験を認め、指導者数の拡大を目指すものであった。ここでは、講習会不参加者の受験を認めたり、資格の種類を増やす方法が採られなかったことに注目することができた。※引用文献、規程草案、51年規程の各規定は発表当日に示す。

オリンピックにとってのオリンピックアード ーロス五輪からベルリン五輪へ向かう清川正二ー

尾川翔大（日本体育大学）

はじめに

清川正二は、「昭和七年のロサンゼルスオリンピック大会で優勝して金メダルをとったから、人間というのは面白い動物で「この次のオリンピックでもう一度、金メダルをねらってみよう」という気持ちになりました」と述べている。1932（昭和7）年のロサンゼルスオリンピック（以下ロス五輪）の100M背泳ぎで金メダルを獲得した清川正二は、続く1936（昭和11）年に開催されたベルリンオリンピック（以下ベルリン五輪）において、結果的に同じ種目で銅メダルを獲得することになるのだが、清川にとって、この4年間はどういう経験だったのだろうか。頂に初めて登るよりも、そこから降りて再び登ることのほうに挑戦する人は困難を感じる。清川は、ロス五輪からベルリン五輪に至るまでの「四年間にはいろいろな変化が起きました」と回顧している。

本発表では、1932年のロス五輪で金メダリストになり、そこから4年後のベルリン五輪で再び金メダリストを目指した清川正二の4年間を辿ることにしよう。いうなれば、オリンピックにとってのオリンピックアードである。「金メダリストのオリンピック」が次回大会で再び金メダリストを目指すなかで、どのようなことが起こっているのかについて、可能な限り清川の個人的な経験と社会的な力が交差する4年間を捉えようと思う。

1. ベルリン五輪への向け変えー水連の計画と選手の意志ー

ロス五輪から帰国の途に就く日本選手団は、9月3日と9月8日に分かれて帰国した。水泳陣は、9月8日に帰国した。すぐさま日比谷公会堂で歓迎式典が開催され、その後、神宮プールに向かい、ここで水連主催の歓迎報告会が開催された。この場で水連会長の末広厳太郎は、ロス五輪において「絶大なる光榮を荷負つて凱旋された諸君が、今や世界水泳界の第一人者として世界の水泳を指導すべき重い地位に立つに至られた」として競泳陣の活躍を総括する。これとともに「次のオリンピックに備へる爲めには又初めから根氣よく新しい一層大きなピラミッドを築いて其尖端を高く高く世界水泳の水準線上に聳えしめる覺悟がなければならない」とした。

ロス五輪で活躍した選手も、次回大会に照準を向け変えていくことになる。帰国後間もなく清川は「果たして次のベルリンの大会には今度程充実したチームは作り得ないかも知れない。又反対に今度以上に充実したチームを持って行くかも知れない。が、とにかくこの次の時にもその選ばれた人達はこの精神だけはよく了解して忘れずに持って行かれむ事を希望する。勿論私自身でも事情の許す限り次の大会への希望を持っている。」とした。

2. オリンピアンへの関心と新進への期待

ロス五輪を終えて冬を迎えると、清川は東京 YMCA の室内プールを利用し、「戸外プール使用可能の時機まで、はじめはあまり力を入れずに更にフォームの改善と、筋力の充實を圖り」、そして、「戸外プールに出られるようになると同時に、五十歳の水路に慣れること、及び今年理想とするタイムに向つて研究」していた。清川の練習内容には水連コーチの「尊敬する松澤監督の創造された」ものも含まれている。

徐々に気温が高まると、1933年度の水泳大会が開催されるようになる。6月ごろから開

催され始める各大学対抗の水泳大会において観衆の関心は「結局中心競技である競泳に対しても興味の焦点は対抗競技としてよりオリンピック選手達を観ることに注がれた」し、「オリンピック選手の出場によって錦上花を添へダークホースの出現を待望して」いる。

8月12~14日の日本選手権大会において、清川は男子100M背泳ぎと男子200M背泳ぎで優勝した。しかし、清川は優勝したにも関わらず「餘りよいタイムでない」とされ、「背泳に見る後継者が出ないといふ現象」も危惧されていた。いっぽう8月26~27日の全日本中等学校水上選手権大会では、「いつまでもオリンピックトリオの時代でもあるまい。先人に代る新しい人達の力強い飛躍こそ眞の光明と希望を投げかける」といわれていた。

3. 清川のスランプとメディアの批評

1934年に清川はいわゆる「スランプ」になる。「私（清川一引用者）が大學二年の時の事である。夏の全日本選手権大会に備へて練習を開始したのであるが、どう云ふものかサッパリ調子が出ない。大會期日は段々切迫して来るし、その上他の連中の練習記録の評判が耳に入ったりして氣持は焦る一方である」と。8月11~13日の全日本水上選手権大会において男子100M背泳ぎに出場した清川は準決勝で敗退して決勝に残れず、「兎も角、御大清川が準決勝で落ち様とは！」とされ、さらに、男子200M背泳ぎの準決勝でも敗退して決勝に残れず、「それにしても清川、河津の不調は嘆かわしい」と厳しい筆致もあつた。清川は、この頃の「新聞では「背泳王、清川墮つ。」などと大きな見出しで書き立てられ、批評家からは痛い言葉を聞かされた苦い経験を持つてゐる。」と回顧している。

そこで清川は「先輩の忠言もあり色々考へた揚句に豫め、知人のアメリカ人が輕井澤に別荘を持つて居て遊びに来ないかと誘はれてゐたのを幸に、思ひ切つて夏休みを全部そこで過してみる」ことにした。休暇を経て清川は「練習を開始したのであるが、毎日の練習に対する自分の氣持が以前とまるで違つた新鮮味を帯びて居た」という。

4. 代表予選の日程と背泳ぎへの危惧

ベルリン五輪の前年の1935年になると水連は年間計画を提示し、このころには「オリンピックに關する限り対策が理づめで計畫的となり、外部からみても遺憾の點がすくなくなつてきた」とされた。また、松澤一鶴による「他の競技會と交渉の結果」青年団競技会などの日程が代表予選会の日程との兼ね合ひで変更され、「豫選會に地方有力選手を出來得る限り出場せしむる様、松澤主事より個人的に連絡を取る事」もされた。

こうしたなか、清川は1936年度より「社会人になるから、生活様式が變り、練習が存分出来るかどうか氣に病んでゐる。」状況であつたが、8月3~5日にかけての第2回日米対抗水上競技大会予選会で背泳ぎ100Mと200Mともに決勝で4位、9月13~15日の全国学生水上競技大会で100M背泳ぎで優勝、200M背泳ぎで準優勝などの結果であつた。こうして清川を含む代表候補選手が定まりつつも、松澤は「今の日本の背泳選手諸君がトップ・フォームで泳いでゐるとは考へられぬ」と危惧していた。

おわりに

4年のサイクルの終わりは、再びオリンピックを目指す人達を4年のサイクルに組み入れる。水連は、ロス五輪からベルリン五輪の間に選手の育成と発掘のために計画を立て、システムを組み直した。メディアは、ロス五輪での活躍を参照点とし、オリンピックに注目して大会ごとに評論した。清川は、大会で優勝してもしなくとも、大会に出場してもしなくても、評論の対象となり、人びとの関心を集め続ける4年間を過ごしたのである。

香港の新聞報道にみる 1964 年東京オリンピック競技大会における インドネシアと北朝鮮の参加問題

麦 媛(国士舘大学大学院)・田原淳子(国士舘大学)

研究の背景

1964 年東京オリンピック競技大会(以下:東京大会)はアジアで初めて開催されたオリンピックとして重要な意味を持つ。この大会には、インドネシアと北朝鮮の参加問題という政治とスポーツの問題が存在し、大会に参加しなかった中国が陰で大きな影響力を及ぼしていた。

アヘン戦争(1839 年～1842 年)後にイギリスの植民地になった香港は、戦後に再び 1997 年までイギリスに統治された。植民地時代のイギリスによる積極的不介入方針は、今日の香港社会の形成と発展に大きな影響を及ぼした。香港のスポーツは中国大陸より早く発展したと言われ、1951 年にイギリスとは別の NOC として香港オリンピック委員会(Amateur Sports Federation and Olympic Committee of Hong Kong)が国際オリンピック委員会(以下:IOC)に承認され、翌 1952 年に香港選手団はヘルシンキオリンピックに参加を果たした。

中国は東京大会に参加しなかったが、イギリスの統治下にあった香港は史上最多の 48 人の選手を派遣し、7 の競技種目に参加した。このことから、香港は当時の中国(大陸)よりも直接的で客観的な視点でインドネシアと北朝鮮の参加問題を捉えることができたと思われる。

香港では、中国大陸に比較してメディアの著しい発達が認められる。筆者は、中国大陸の中国共産党の機関紙である『人民日報』及び香港の中国語新聞『文匯報』を史料として、東京大会が開催された 1964 年の記事を検討した。その結果、『人民日報』では、東京大会を政治的に利用することで中国人のナショナリズムを形成、強化したいという意図が見られ、『文匯報』では、政治的には『人民日報』と同じ立場を取りながらも、東京大会に関する記事は量・内容ともに豊富で、多面的で客観的な評価が見られたことを明らかにした。『人民日報』は、大陸の中国人にとって東京大会を知るほぼ唯一の方法であったが、香港では、多数のメディアを通じて当時の東京大会の状況が伝えられていた。

そこで、本研究では、調査対象を『文匯報』以外の香港のメディアに拡大し、東京大会におけるインドネシアと北朝鮮の参加問題に限定して検討することにした。

研究の目的と方法

分析の対象は、中国語新聞では発行期間が最も長い『大公報』(香港版)及び当時発行数が最多であった英字新聞“South China Morning Post”(以下: SCMP、中国名:『南華早報』)である。SCMP は、植民地時代に香港政庁(香港植民地政府)の御用新聞といわれるほどイギリス政府寄りの論調をとり、多くの政庁官僚が評論や資料を発表した新聞である。

本研究では、両紙の 1964 年 1 月 1 日～12 月 31 日の記事を分析し、前述の先行研究より広い視野で香港の主要メディアにおける東京大会のインドネシアと北朝鮮の参加問題に対する見方と評価の全容を解明することを目的とした。

結果と考察

東京大会のインドネシアと北朝鮮の参加問題に関連する記事数は、『大公報』では 24 編、『南華早報』では 15 編であった。

『大公報』は中国共産党や中華人民共和国政府を支援する新聞とされ、「愛国報」「左派」「左報」と評されている。『大公報』の記事は、『人民日報』や『文匯報』と同様に、中国政府及び中国共産党の公式見解を発表、報道している新華通訊社(以下:新華社)の報道を多数引用していた。そこでは、中国が政治的な理由で東京大会をボイコットしたことを背景に、同大会へのインドネシアと北朝鮮の参加問題をめぐって、IOC と同会長アベリー・ブランデー、国際陸上競技連盟 (IAAF) と国際水泳連盟 (FINA) などの国際スポーツ組織を批判する見解が多く見られた。インドネシアと北朝鮮の選手団の中で、新興国競技大会 (The Games of the New Emerging Forces, 以下略称: GANEFO) に参加した選手が東京大会の参加資格を失い、両国が東京大会をボイコットするに至った責任はすべて IOC、IAAF、FINA などの国際スポーツ組織の側にあり、その本質は GANEFO とアメリカ帝国主義の対立であったと主張した。

『大公報』には、『文匯報』とは異なる独自の報道がみられ、東京から香港を経由して帰国したインドネシア選手団団長マラーディの香港空港での独占インタビューを掲載した。また、『大公報』は北朝鮮通信社の記事を引用して北朝鮮側の見解についても詳しく報じた。北朝鮮側の主張は、オリンピック憲章では、選手はオリンピック大会以外の国際大会への参加を禁止されておらず、GANEFO に参加した選手も当然、東京大会の参加資格を持つと信じて東京に来たが、東京大会に参加できなかったことは選手の権利の剥奪であり、オリンピック憲章に違反し、オリンピックの理想を尊重する世界の人々を挑発する行為であると主張した。このように、『大公報』は『人民日報』や『文匯報』には見られなかったより詳細なインドネシアと北朝鮮の主張を伝えていた。

一方、『南華早報』は、本社の記者を東京に派遣して東京大会を報道した。同紙の東京大会に関する記事は『大公報』より量・内容ともに豊富で、報道姿勢は中立的な立場に徹していた。『南華早報』は、香港選手団の活躍以外にも、他国の選手を含めてさまざまな試合の様子と結果を中心に報じ、開幕前に香港選手が日本の大学で合宿したときの様子や大会中の面白い出来事なども伝えた。北朝鮮とインドネシアの参加問題はこうした記事の一部として取り上げられ、両国の選手団と、IOC、IAAF、FINA などの国際スポーツ組織の主張と動きを報じた。しかし、それらに政治的な論調はなく、事実を客観的に伝えただけで、両国がボイコットに至った結果に対する見解や是非に関する記述はみられなかった。

結論

本研究では、インドネシアと北朝鮮の東京大会参加問題について、政治的な立場が全く異なる香港の二紙を比較し、先行研究で扱った中国の新聞とも比較・考察した。その結果、『大公報』は、『人民日報』、『文匯報』とほぼ同様に社会主義国、第三世界の国々の代弁者であり、共産主義陣営の象徴であった。その報道には政治色が強く、東京大会を政治的に利用していた。一方の『南華早報』は、資本主義陣営の自由主義の反映であり、政治色がない自由な報道がなされた。

以上のことから、香港において異なる立場や背景を持つ新聞報道では、『オリンピック憲章』に対する理解と解釈、スポーツへの政治介入についての理解と解釈、スポーツの問題に対する理解や政治的解釈も異なることが明らかになった。

フランスの無形文化遺産「オリンピック精神」の申請書（2019年）に見るオリビズム

和田 浩一 フェリス女学院大学／フランシュ・コンテ大学オリンピック研究センター招聘研究員

1. 問題の所在

人類全体の危機に即したオリンピックの新しいモデルを構築するには、オリンピック・ムーブメントの「あり方」を規定するオリビズムという理念を創造的に再解釈することが求められる。そして、現在のオリビズムを乗り越えるには何よりもまず、クーベルタンによる創出以降に示されてきた多様な解釈に関するオリビズムの歴史的な流れを整理しておく必要がある。本研究は、2019年10月にフランスの無形文化遺産リストに登録された「オリンピック精神」の申請書に注目し、そこに記された歴史的叙述を分析することによって、2024年パリ大会の開催を目前にしたフランスが描くオリビズムの沿革を明らかにする。

2. 「オリンピック精神」のフランス無形文化遺産登録申請書^{*1}

本申請書は2024年パリ大会組織委員会によって作成され、2019年9月20日にフランスの文化省に提出された。目的は2022年以内に「オリンピック精神」をユネスコの無形文化遺産へ登録し、2024年パリ大会のレガシーを残すことである^{*2}。この申請書には、フランスのスポーツ界を統括・代表するフランス・オリンピック・スポーツ委員会をはじめとする各種組織が同意しており、申請書の記述は現在のフランスを代表する「オリンピック精神」の理解だと見なせる。

全43ページの申請書はフランスの文化省が指定する様式に従い、以下の内容で構成されている。概要／I. 基本情報／II. 要素 [オリンピック精神] の伝承／III. 沿革／IV. 要素の発展性と保護措置／V. 関係する社会、グループ、個人／VI. 管理用データ。

3. 申請書における「オリンピック精神 (esprit olympique)」とオリビズム

オリンピック憲章に照らせば^{*3}、申請書は「オリンピック精神」を、思想・理念としてのオリビズムの具体的な実践と定義している。したがって、「オリンピック精神」の歴史的叙述からオリビズムに対するフランスの歴史認識を読み解くという方法論は、妥当であると考えられる。

4. 「III. 沿革」の構成と主な内容

本研究で分析の対象とする「III. 沿革」(pp. 22-30)の記述量は、全体の約20%である。以下、申請書に記された見出しのあと、:(コロン)に続けて主な内容を示す。

1) 歴史上の注目点

* (番号) は発表者による。

- (1) オリンピア諸神の表象からオリンピック精神の表象へ：古代ギリシャの四大競技祭、中世以降のフランスにおける古代オリンピックに関する動向
- (2) 刷新：1896年以前のフランスにおける「オリンピック」を名称にもつ各種競技会
- (3) オリビズムの創案からオリンピック競技会の復活へ：クーベルタンによる近代オリンピックの創出、パリとル・アーブルでのオリンピック・コンGRES
- (4) オリンピックの精神、フランス的ひらめき：1900年パリ大会、アリス・ミリアによる1922

年女子オリンピック大会、1924年冬季シャモニー大会、1924年パリ大会、1968年冬季グルノーブル大会、1992年冬季アルベールヴィル大会、2024年パリ大会

2) 実践 [オリンピック精神] の進化/適応/他言語からの借用語

- (1) 実践および実践者の多様化：若者や女性、障害者の漸進的な統合
- (2) アマチュアリズムとプロフェッショナリズム：プロフェッショナリズムの脅威、オリンピックにおけるプロの解禁
- (3) ドーピングとの戦い：スポーツのインテグリティを危険にさらすドーピング
- (4) インクルージョンと障害：差別なしに身体活動やスポーツを実践できる考え方の導入
- (5) 都市の変化と遺産：オリンピック大会による経済的・地域的な発展への貢献
- (6) 環境保護から...(ママ)：スポーツ、文化と並ぶオリピズムの第3の柱としての環境の位置づけ、アジェンダ 21、アジェンダ 2020
- (7) ... (ママ) 持続可能な発展のために：スポーツのレガシー、社会経済のレガシー
- (8) 若者、教育、オリンピック精神：クーベルタンが共同で設立したフランスの全国教育連盟、教育機関に対する認証評価「2024年世代 (Génération 2024)」
- (9) 平和とオリンピック休戦：平和主義者による IOC 創設の支持、オリンピック・ソリダリティ、オリンピック休戦、国連による「開発と平和のためのスポーツの国際デー」

5. フランスが描くオリピズムの沿革

前半の主な記述は、ヘレニズムに着想を得たクーベルタンによるオリピズムの創出過程と、その具現化である近代オリンピックの創設、大会開催を中心としたフランス国内におけるオリンピック・ムーブメントの評価である。ここでは教育思想としてのオリピズムの原型が示され、同時にオリピズムが帯びることになる教育以外の価値の存在が示唆されている。

後半の記述は、以下の3点に集約できる。1点目は「スポーツ実践者の広がり多様化」であり、19世紀末の都市部に住む特権階級の健常な男性にすぎなかったオリピズムの担い手が、若者や女性、障害者に広がった様子が描かれる。2点目は「危機の克服と持続可能性」であり、オリンピックを揺るがした諸問題に対応する中で、オリピズムが新しい価値を帯びていった事実が説明されている。3点目は「クーベルタンによる古典的なオリピズム」であり、オリピズムの原点である教育と平和に関する取り組みに焦点が当てられている。

フランスはユネスコ無形文化遺産への登録を見据えての申請という立場のもと、「オリンピック精神」をめぐる諸問題を IOC と自国による一連の解釈と行動とで克服して現在に至っているという肯定的な物語の中に、オリピズムを落とし込んでいる。

資料

*1 Fiche d'inventaire du patrimoine culturel immatériel « Esprit Olympique en France », 2019. (フランス文化省ウェブサイト)

*2 « L'esprit olympique patrimoine culturel français », *L'Equipe*. édition web, 15 octobre 2019.

*3 Comité International Olympique. *Charte olympique*, 2020, p. 11. (IOC ウェブサイト)



本研究は JSPS 科研費 21K11344 の助成を受けたものです。

認識論的な布置を探るー「近世日本養生論における身体観の研究」を通してー

片淵美穂子（和歌山大学）

はじめに

発表者の「近世日本養生論における身体観の研究」は近世日本の養生論を対象とし、方法的には言説分析、特に M.フーコーの考古学 archeology（いくぶんかは系譜学 genealogy）と呼ばれる歴史への接近法を採っている。フーコーという考古学は、過去の記述されたもの、描かれたものを分析の対象とし哲学的テーマを問題化するものである。本発表では、発表者の研究から方法論的適用の具体例を示しつつ（当日の資料）、M.フーコーの考古学、系譜学の歴史叙述のあり方を紹介したい。

1、近世養生論というテーマ

教育制度における体育、アスリートを目指さない人々のスポーツ活動、身体的活動、これらを支えている主な観念の1つが健康である。しかし、健康の概念は曖昧であり実体的な目標があるわけではない。健康の観念のありように対する批判的な議論、つまり健康への願望、理想としての健康に関する諸言説に対する批判的検討もかなり蓄積されている。他方、「人間の本性を自然に充実させていくことを意味する」養生への見直しを促す議論もなされている。発表者が近世日本の養生論に着目したのは、このような経緯があった。

2、言説(discourse, discours)

周知のごとくフーコーに関しては、文学、哲学、社会学、政治学、教育学、そして歴史学などからすでに多くの研究がなされてきた。体育・スポーツ関連研究分野で言えば、フーコーの系譜学、特に『監獄の誕生-監視と処罰-』や『性の歴史 I 知への意思』によって提示された「規律・訓練 discipline」、「生-権力」の枠組みが使われた研究があろう。哲学者らしくフーコーは、episteme, énoncés, discours など新たな用語を打ち出していくが、総じていえば記述されたもの、描かれたものを言説(discourse, discours)として分析し、思考や知覚のありよう、知である権力のメカニズムを描き出していく。

フーコーのいう言説は、マンフレート・フランクの説明では言語学でいうところのラング（文法）とパロール（個々の発話行為）の中間領域、哲学的理論的見方と秩序の経験的見方との中間領域である。フーコーはしばしば「discours formation 言説形成=編制」という言い方をしており、言説が生み出されてくるあり方は、言語体系や社会的な諸事象の配置や関係性、可視性などの布置により形成=編制されるということなのである。このような言説の理解により考古学、系譜学どちらにおいても分析の対象となる記述されたもの・描かれたもの（従来の歴史学とは違う歴史の記述を行うものであるため、史料や資料という言い方は退けられる。）に対しては、以下のよう

な前提や説明が避けられる。本や作品といった統一単位、記述されたものおよび語られたものの所有者や帰属先としての作者、世界観や時代精神などの観念、社会的条件や影響など。有名な作品であれ歴史的に重要とされる人物の手紙であれ、その時代を貫く認識論的な布置を逃れることはできないのである。

2、考古学と系譜学

フーコーは記述されたもの・描かれたものを用いて、或る一時代を形成する知覚や思考のありようを探求する方法を、伝統的な認識論 *Épistémologie* に対して〈考古学 *Archéologie*〉とし、特に『言葉と物』においては、それによって「エピステーメー *Épistème*」を探るとした。考古学のイメージとしては、知の地層の発掘、知の地形図の解釈といったところであろうか。「エピステーメー」とは、「一時代の諸認識の総和もしくは一時代の諸探求の一般的型式ではなく、ずれ、もろもろの距離、諸対立、一時代の多様な科学的言説の諸関係を記述することを可能にする」（『アルケオロジー宣言』）とされるもので、歴史的に変化する、あるいは結果として歴史をつくる、知覚や思考のゆれうごく台座ともいえるようなものである。

フーコーは、『言葉と物』では非言説的な領域を対象としなかったが、同じ考古学的手法を用いた『臨床医学の誕生』や『狂気の歴史』では非言説的なものへも目配りをしている。同時代における人文諸科学という知の配置、認識論的な布置を明らかにした『言葉と物』に対して、『臨床医学の誕生』や『狂気の歴史』では通時的（歴史的）な知の配置、認識論的な布置の変容が明らかにされている。前者では医学的な言説となりうるための、後者では精神病理学となりうるための、言説の内在的分析とともにその展開の外在的条件の分析を行っている。

文学、哲学以外の分野に対して知的衝撃を大きく与えたのは、考古学よりはむしろ系譜学であろう。それは言説のもつ機能に焦点づけ、事態をどう方向づけるのかいかなる知を生み出しさらにどのように作用するのか、といった非言説的な領域への力線、力の作用を示すためである。知-権力、規律・訓練、一望監視システム、生-権力、牧人-司祭型権力といった概念は、社会学、政治学、教育学における多くの論文の生産に大きく寄与している。考古学が主に或る知の領野、言説の内的分析を行うことに対して、系譜学は或る知の領野、言説を生み出す権力 *pouvoir*（いわゆる国家権力ではない）の作用を剔出する。フーコーのいう権力は、常識的にイメージされる抑圧するものではなく、逆に生産するもの、語らせるもの、物事を押し進めるものであり、合理的で経済性を持ち、知と結びついている。それは、個人的な誰か・集団的な何もものが保持したり奪ったりするようなものではない。周知の如く、監獄の「一望監視システム」に、近代を貫く身体への権力が読み解かれている。体育やスポーツを対象とした歴史を書こうとする場合、記述されたもの・描かれたものを主に分析の対象と

する考古学よりは、系譜学の方がよりなじみやすい。なぜなら、非言説的な領域をも扱うためであり、非言説的な領域とはとりもなおさず人間の行為に関係することとなるためである。また、近代を貫く権力のメカニズムが、近代とともに成立した体育やスポーツにも貫いていることは当然である。

おわりに

現代の身体が直面しているのは、フーコーが指摘した近代を貫く規律・訓練や生一権力から、すでに別の事態へと移行していることが指摘されている。現代思想を追いかけることが体育・スポーツ史にとって必須ではないが、現在を問題化するという立場の歴史記述を目指すならば、そうした問題に呼応する営みが課題かもしれない。またフーコーの晩年には、倫理のテーマが扱われており、体育史・スポーツ史においてこの倫理のテーマに沿う研究が登場することも期待される。

2021 年度 体育史学会 第 10 回大会

プログラム・発表抄録集

2021 年 6 月 12 日 印刷

2021 年 6 月 12 日 発行

発行者 大久保 英哲

発行所 体育史学会

〒470-0393

愛知県豊田市貝津町床立 101

中京大学スポーツ科学部 来田享子研究室内

Tel : 0565-46-6568

taiikushi_office@taiikushi.org

印刷所 有限会社ヤマダスピード製版

〒815-0031 福岡県福岡市南区清水 2 丁目 15-30

Tel : 0120 (939) 834